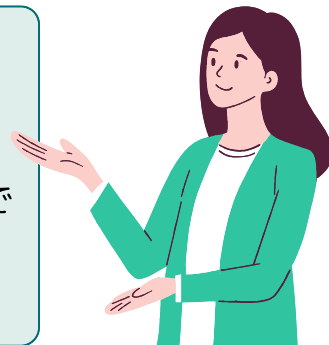


誰が該当 多子世帯について

令和6年度から修学支援新制度が拡充され、中間所得層への支援として、新たに第4区分の支援が創設されました。ですが「第4区分に該当するのかわからない…」と言った声も多く、**そもそも多子世帯って？** どうしたら世帯状況が分かるの？と思っている学生や保護者の皆さんも多いのではないのでしょうか？

そこで今回は、**第4区分「多子世帯」**をわかりやすく解説します！



▶ JASSOの定める「多子世帯」

“

以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつ、あなた（申込者または奨学生本人）が生計維持者に扶養されている場合に対象となります。

- あなたが奨学金申込時（奨学生として既に採用されている場合には、在学中に申告したとき）に入力した生計維持者の「子ども」の数
- あなたの生計維持者全員の住民税情報における、扶養親族の数の合計

申告対象となる「子ども」の範囲

生計維持者2名（原則、申込者または奨学生本人の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、

「いずれかの生計維持者の尊属（※）である者」「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）」でない人となります。

（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

※尊属とは、祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のことです。

引用元： <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/daiyonkubun.html>

”

ちょっと難しいですね…。まずは用語を解説します！



● 生計維持者：

学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母

● 扶養：

自身の収入で生計を立てられない家族や親族に対して、経済的な援助を行い養うこと。

もう理解しているよと言う方はなんとなくのおさらい程度に流し見してね！

▶ 用語も理解したところで本題の制度内容を理解していきましょう！

“

以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつ、あなた（申込者または奨学生本人）が生計維持者に扶養されている場合に対象となります。

- あなたが奨学金申込時（奨学生として既に採用されている場合には、在学中に申告したとき）に入力した生計維持者の「子ども」の数
- あなたの生計維持者全員の住民税情報における、扶養親族の数の合計

”

何を言っているのだろう…理解するのに私は3日かかりました。（ガクシー社 奨学金活用スタッフ）

- 申し込み時にいる保護者の子どもの数（兄弟の人数が申告される可能性が高い）
- 自治体に把握できている情報（源泉徴収やマイナンバー情報）からの扶養人数

の2つの値のうち、**小さい値が3以上であれば多子世帯の対象となる1つ目の条件をクリア**できる！

✓ CHECK!!

扶養人数の中に含まれている「対象外」の人（子どもの範囲に記載されているよ！）

1. おじいちゃんやおばあちゃん
2. 両親のどちらか（お父さんの扶養内のお母さん、お母さんの扶養内のお父さん）
3. 生計維持者よりも歳が上の人



▶ 多子世帯になるパターン

● よくあるパターン（下記図 参考）

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母
3. 兄
4. わたし
5. 妹

がいる場合。

第4区分（JASSOの多子世帯）に該当

なんらかの理由で生計維持者の扶養内にいるお父さんよりも年下の親族

第4区分（JASSOの多子世帯）に該当しない

お母さんと祖父母（父より年上）
兄は社会人でお父さんの扶養ではない

生計維持者（お父さん）



生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
（社会人）



私
（大学1年生）



妹
（中学生）

お父さんより年下の親族



JASSOの定める多子世帯

✔ POINT

上記のように家庭内の子どもの数が3人未満であっても、家庭の事情により親戚などが扶養内におり、第4区分が適応される場合があるので、保護者の方にしっかりと確認してみよう！

▶ 1番考えやすい多子世帯パターン

生計維持者（お父さん）



生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
（大学4年生）



私
（大学1年生）



妹
（中学生）

JASSOの定める多子世帯

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母

3. 兄
4. わたし
5. 妹

がいる場合。

第4区分（JASSOの多子世帯）に該当

兄弟3人

該当しない

お母さんと祖父母（父より年上）

▶ 多子世帯にならないパターン

生計維持者（お父さん）



生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
（社会人）



私
（大学1年生）



妹
（中学生）

JASSOの定める多子世帯

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

1. お母さん
2. 祖父母

3. わたし
4. 妹

がいる場合。

第4区分（JASSOの多子世帯）に該当

わたしと妹

該当しない

お母さんと祖父母と兄

▶ 要注意なパターン！！ ⚠

生計維持者（お父さん）



生計維持者の扶養内（人数は6人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
(専門学校2年)

私
(大学2年)

妹
(大学1年)

JASSOの定める多子世帯
2024年現在

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

- | | |
|---------|--------|
| 1. お母さん | 3. 兄 |
| 2. 祖父母 | 4. わたし |
| | 5. 妹 |

がいる場合。

第4区分（JASSOの多子世帯）に該当

兄弟3人

該当しない

お母さんと祖父母（父より年上）

1年後！

生計維持者（お父さん）



生計維持者の扶養内（人数は5人）

お母さん



お父さん方の祖父母



兄
(社会人) ⚠



私
(大学3年生)

妹
(大学2年生)

JASSOの定める多子世帯

生計維持者のお父さんの扶養の中に…

- | | |
|---------|--------|
| 1. お母さん | 3. わたし |
| 2. 祖父母 | 4. 妹 |

がいる場合。

第4区分（JASSOの多子世帯）に該当

わたしと妹

該当しない

お母さんと祖父母と兄



昨年まで専門学生だった兄は2025年度第4区分の該当から外れることになります。
しかし、申請を間違えてしまうと翌年に「間違えていた年の分の減免金額の返済」を求められてしまいます…。自身や兄弟が学校を卒業し社会人になった時には、多子世帯確認において申請する子どもの人数を再度確認しましょう！

※心配な場合にはこのチラシをご家族の方にも見せて一緒に確認するとより良いかも！

意外と教えてもらえない 「源泉徴収票」の見方

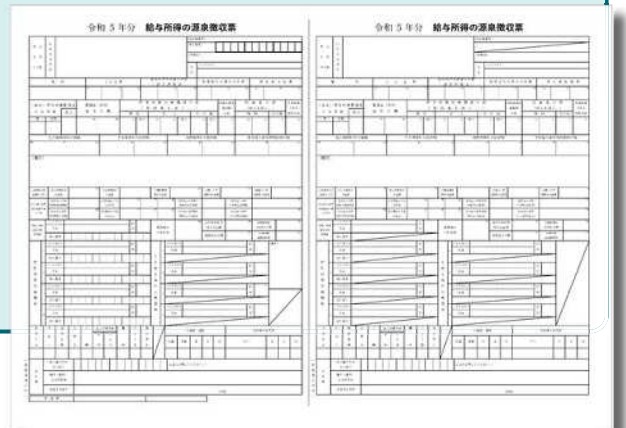
扶養の確認方法も教えるよ！

源泉徴収票 ってそもそも何？

源泉徴収票とは1年間の収入や納付した所得税額などを記載した書類です。
給与所得者や年金受給者などに対して発行され、収入や所得税以外にも、社会保険料などがまとめて記載されています。

実は3種類ある源泉徴収票

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票



どのように扶養を確認するの??

見るべき場所をテンプレートで解説！赤枠の部分を中心に見ていきましょう！

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票									
支払者 （源泉）控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別） 控除の種類		控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く）		16歳未満扶養親族の数		その他の数 （本人を除く）	
有		有		特定 人 従人		老人 人 従人		その他 人 従人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			

この4枠部分を
チェック！



特定扶養親族：その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人

老人扶養親族：その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人

その他扶養親族：上記以外で扶養になっている人

16歳未満で扶養に含まれている人

JASSOの第4区分に当てはまるのは…

特定扶養親族：その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人

その他扶養親族：上記以外で扶養になっている人

16歳未満で扶養に含まれている人

控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く）				16歳未満扶養親族の数	
特定 人 従人	老人 人 従人	その他 人 従人	その他 人 従人	16歳未満 人 従人	
生命保険料の控除額				地震保険料の控除額	